

第11回八街市農業委員会総会

平成27年11月19日
八街市農業委員会

平成27年第11回農業委員会総会

平成27年11月19日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮 守信 |
| 2. 船木 勝利 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 3. 岩品 要助 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 4. 池田 寿男 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 7. 山本 重文 | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
| 8. 高橋 猛 | 15. 小川 正夫 | 22. 三須 裕司 |

2. 欠席者

5. 貫井 正美

3. 事務局

- | | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 事務局 長 | 醍 醐 文 一 | 主 査 | 宮 内 清 志 |
| 副 主 幹 | 菅 沼 邦 夫 | 主 査 補 | 浅 井 久 子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
議案第5号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）
議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の承認について

5. その他

○醍醐事務局長

開会を宣す。（午後3時30分）

○三須会長

本日は、非常にお忙しい中、多数の方のご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

このところメディア等で騒がれている、ISによるフランスでのテロ行為により129名の犠牲者が出たことは、大変許しがたきことです。非難をいたしたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で6件、農地公売買受適格者証明の交付（農地法第3条）1件、農地公売買受適格者証明の交付（農地法第5条）4件、農用地利用集積計画の承認について1件、農用地利用配分計画（案）の承認について1件、合わせて総件数で13件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶いたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員の定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、貫井委員より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○醍醐事務局長

それでは、会務報告ということで、報告します。

11月5日木曜日、午後1時半から転用事実確認調査を市内で実施し、鈴木部長、小川委員、高橋委員に出席いただいております。

また、翌日6日金曜日、午後1時半から、平成27年度経営力強化・農地集積促進シンポジウムが青葉の森芸術文化ホールで行われ、これには三須会長、中川副会長、鈴木部長、林部長、森副部長、内藤副部長、武藤副部長、事務局として私と菅沼が出席しております。

また、翌日7日土曜日ですが、午前10時半から産業まつりの料理コンテストが行われ、審査員として三須会長が市の中央公民館の方で出席いただいております。

11月16日月曜日、午後1時半から、農業委員会会長・事務局長会議が千葉市のポートプラザちばで行われ、ここには三須会長と私が出席させていただいております。

以上でございます。

○三須会長

次に、議事録署名人の選出についてでございますが、議長から指名することで異議ないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三須会長

異議なしと認め、こちらから指名申し上げます。

今月は、議席番号12番、宇都木委員、13番、中村委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字榎台、地目、畑、面積1,577平方メートル、権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第3号、1番に関連しております。

以上です。

○三須会長

1番については議案第3号、1番と関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けた後、採決いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字四番野地先、地目、畑、面積1,022平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,273平方メートルです。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号2、所在、砂字堀込地先、地目、畑、面積1,237平方メートルです。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員

議案第2号、1番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北西約500メートルに位置しております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針28ページの④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電用地ということです。申請面積は1,273平

方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては借入金にて賄う計画となっております。また、申請地には小作人等支障となるものはありません。事業計画ですが、現地盤を利用し、上水の利用はなし、汚水は発生しない、雨水に関しては土地内にて浸透処理することです。周囲には安全対策として外周フェンスを設け、外部からの足と、また、小動物などの侵入を防ぐとのこと。また、日照・通風問題も、架台が低いため、問題はありません。この土地は権利者の自宅から離れていて、農地として管理が難しく、また、日当たりがよく、発電に適しているということから、太陽光発電で売電事業をするということで、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、2番について、山本委員、お願いいたします。

○山本委員

議案第2号、2番について、調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、市役所より南西約6.5キロメートル、市道2-16号線に接道しております。北側、西側は道路に接道し、東側は一般住宅、南側は畑に隣接しております。次に、農地区分ですが、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はないものと思われます。

次に、一般基準ですが、計画面積の妥当性は妥当と思われます。資金は借入金によります。申請地における小作人の有無ですが、ありません。次に、周辺農地への営農の支障となることですが、まず、上水、汚水等は使用しない、発生しない。雨水は浸透処理する。防災計画ですが、人、小動物が侵入しないように周囲をフェンスで囲む。高さが低い施設のため、日照、通風への影響はない。隣接農地への説明ということで、確認しましたところ、確かに説明は受けている。問題ないということで、納得したということでした。その他の状況ですが、苗木を生産していたが、大きくなり過ぎた植木もかなりあった。太陽光発電用地として利用するにあたり、近隣の方を考慮した上で樹木を伐採して、整地を早目に行うということでした。あと、申請地は土地改良受益地ではありません。以上のことから、問題ないものと思われます。

以上、報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積1,577平方メートルのうち0.34平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、1番に関連しております。

番号2、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積763平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲用地です。転用事由は宅地分譲(3区画)の造成と販売です。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3、所在、大木字吉山地先、地目、畑、面積2,691平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,682平方メートルです。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといふものです。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、鈴木部長、お願いします。

○鈴木部長

議案第3号、1番の調査報告をいたします。

立地基準ですけれども、市役所から北へ約6キロメートル、市道に接続されております。この場所は毎月のように申請が出ているところで、第1種農地ですが、農地が10ヘクタール続いておりません。周囲を住宅地に囲まれております。事業的には、今までの案件の分に関してはかなり進んでいます。そういう関係で、営農計画ですけれども、ダイカンドラを作っていました。どうやって売るとかと思ったら、芝と同じです。ダイカンドラを丸めて機械で刈って、それをトラックに積んで移動しています。そういう点では今までに見られないようなやり方で、

営農計画どおりにちゃんとやっているところが見えます。そういう関係で、初めてのことですけれども、感心して見えています。

一般基準ですけれども、事業計画の中で、資金は自己資金、あとは、営農型太陽光発電設備ということで、ダイカンドラを同じく耕作しています。事業も半分近く進んでいますので、事業計画どおりに進んでいると思います。ダイカンドラの耕作だけですので、ほかへの影響はないと思います。

以上で報告を終わります。

○三須会長

次に、2番について、宇都木委員、お願いいたします。

○宇都木委員

議案第3号、2番について、調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東に1.3キロメートルに位置し、八街市道より約400メートル入った、周囲は住宅に隣接した位置です。進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は分譲住宅用地として計画され、申請面積763平方メートルに対し3区画と、面積においても妥当と思われれます。資金につきましては自己資金で行う計画です。次に、周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接地に第三者所有の農地はありません。また、土地改良受益地でもありません。土砂の流出防止に対しては、ブロック積みとして土砂の流出を防止するとのことです。造成は盛土なしの整地のみで行う計画です。雨水、雑排水につきましては、U字溝を経て、既設のU字溝へ処理するとのことです。なお、給水設備工事、排水引き込み工事は今回の工事では行っていないということです。

以上のことから、本案件は何ら問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、3番について、石井委員、お願いいたします。

○石井委員

議案第3号、3番、農地法第5条の規定による許可申請についての調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より南東方向へ約900メートル、国道409号日向入口交差点から東方約400メートルの地点に位置し、進入路は確保されております。農地性ですが、用途地域内にある農地ですので、事務指針28ページ、④の⑥(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準であります。申請地は太陽光発電施設用地ということですが、2筆の面積は3,682平方メートルであり、面積妥当だと思われれます。事業資金につきましては、転用地の土地代、建設費、全て自己資金で行うとのことです。事業計画であります。土地有効活用のため、太陽光パネル1,900枚、設置パネル総面積約3,290平方メートルを設置し、

雑草は除去し、整地し、埋め立ては行わないとのことです。土地選定理由として、今後農業を行う体力や時間、経済的余裕がないため、譲渡したいとのことでした。申請者は申請地以外の用地は所有していないことから、選定したとのことでもあります。申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利、取得の見込みはないとのことです。用水は不要のため利用しなく、雨水は自然浸透、汚水、雑排水は発生しないとのことです。防災計画であります、火災等に注意の上工事、管理をし、周辺農地の営農条件、被害防除としては、防草シートを敷き、排水、日照、通風、土砂流出の影響はなく、周囲はフェンスにて囲むとのことです。隣接農地の所有者、耕作者の説明等を行い、異議はないとのことだそうであります。

土地改良受益地ではありませんので、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○鈴木部長

先ほどの議案第3号、1番に関連してありました議案第1号、1番案件、地上権の権利設定の許可申請についてですが、周辺農地に係る営農条件への支障はなく、当該農地の借入人の同意を得ているため、許可相当と判断いたしました。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思われまますので、最終決定については会長専決で処理をしてはどうかと思いまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑はないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、1番の関連案件である議案第1号、1番についての担当委員の調査報告は許可相当です。議案第1号、1番の最終決定につきましては、5条一時転用に関連していることから、知事の許可処分にあわせ会長専決としてよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）を議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字氷川小路、地目、畑、面積219平方メートルほか15筆、計16筆の合計面積4,475.70平方メートル。申請事由、農業経営の規模を拡大したい。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

○長谷川委員

議案第4号、1番、農地法第3条による農地公売買受適格者証明の交付についての調査結果を報告します。

申請地について、位置は八街駅より北西約300メートル、境界は確認できませんでした。現況は畑です。進入路は市道にて確保されております。次に、農業生産法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物の生産と加工販売の事業を営んでおり、主たる事業は農業であります。その他、構成員要件、議決権要件及び役員の実要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。また、農業生産法人報告書も提出されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具、これは、2トントラックが1台、噴霧機が1台、機械ではないですけど、作業場が2棟と、冷蔵庫用の倉庫が2棟あるそうです。また、トラクターなどは借り入れをしているということです。労働力は、役員が2名で、年間農業従事日数は150日以上であり、その他、常時2名を雇っております。技術力についても問題はなく、面積要件についても下限面積をクリアしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、また、申請地の周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他の参考となる事項として、営農計画は里芋を作付する予定であり、通作距離は、会社から申請地まで約1.5キロメートル、車で約10分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当していない。また、農業生産法人の要件も満たしておりますので、当該申請者は買受適格者として証明できるものと判断いたします。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

○小川委員

場所をもうちょっとわかりやすく教えていただきたいのですが、お願いします。線路脇に会社がございますよね。あそこから1.5キロメートルですか。

○長谷川委員

申請地は、市営グラウンドを左に農協の方へ曲がります。曲がった途端に右に入っていく道があります。そこを入れていって約100メートルです。今は畑の状態で、きれいになっています。

○三須会長

ほかに何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○三須会長

挙手多数でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

それでは、菅沼副主幹、今後の事務の説明をお願いいたします。

○菅沼副主幹

ただいまご審議いただきました議案第4号の案件についてですが、今後、農地法第3条の規定に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合は、総会に諮らず、会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議いただきたいと思っております。お願いします。

○三須会長

ただいまの事務局の説明のとおり、今後の事務処理につきましては、変更がない場合は会長専決による許可相当でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては、変更がない場合は会長専決として処理をいたします。

次に、議案第5号、農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）を議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第5号、農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）について、ご説明いたします。

なお、番号1と2、そして、番号3と4は同一状況のため、それぞれ一括してご説明いたします。

番号1、番号2、所在、八街字氷川小路地先、地目、畑、面積219平方メートルほか15筆、計16筆の合計面積4,475.70平方メートルです。転用目的は貸駐車場用地です。転用事由は、不動産業を営む申請者が駅に近く、駐車場としての需要が見込めるため、当該申請地を取得し、貸駐車場事業として収益増を図るものです。農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3、番号4、所在、八街字北中道地先、地目、畑、面積9,028平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万1,531平方メートルです。転用目的は貸駐車場用地です。転用事由は、不動産業を営む申請者が駅に近く、駐車場としての需要が見込めるため、当該申請地を取得し、貸駐車場事業として収益増を図るものです。農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番は関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。

○長谷川委員

調査報告を申し上げます。

議案第5号の1番と2番は関連していますので、一括して報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北西300メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針28ページの④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は貸駐車場用地ということですが、申請面積は4,475.7平方メートルであり、駐車台数は、1番の方は75台、2番の方は120台というふうになっておりますが、この関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、申請地を購入し、貸駐車場として、砂利を敷いて整地の上、区画整理を行うとのこと。雨水は申請地内処理で、工事中、車両は住宅地内を徐行運転し、通学

時間帯は材料等の搬入はしないとのこと。権利者は、申請地が駅に近く、八街駅の1日の平均乗降者数などから考えても駐車場が少ないと思い、需要も見込める立地を選択したことなど、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま
す。
以上です。

○三須会長

次に、3番、4番は関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。

○船木委員

議案第5号、3番、4番は同一案件ですので、一括して調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より西に350メートルの位置であり、南側、西側と、市道に面しております。農地基準としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、駐車場用地1万1,531平米、3番の申請者は423台分、4番の申請者は380台分。4番の申請者の方は、道路を6メートルになるようにセットバックするという
こと
です。貸駐車場用地としては面積妥当と思われま
す。隣接農地は北側に接しております。3番の申請者は、隣接者宅を訪問し、営農条件への被害防除対策として、土砂流出防止のため、敷地の周囲にはブロック積み工場、日照、通風に関しては問題ないとの説明を受けたことを確認いたして
お
りまして、快く了承したそうです。それから、4番の申請者は11月中に隣接者宅に説明に伺う
そ
うです。選定理由は、JR八街駅から徒歩6分の至近距離にあり、住宅地に隣接した場所
に
あり、周辺には共同住宅や月極駐車場が多くあり、月極駐車場として需要が多いと思
い、計画をしたということ
で
す。用水については、上水道、汚水、雑排水はありません。土砂流出防止のため、敷地内の周囲はブロック積み、敷地内は砂利敷きで、雨水は自然浸透
で
す。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、何ら問題ないと思われま
す。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございません
で
しょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた
し
ます。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

○宮内主査

では、今後の事務処理についてご説明いたします。

ただいまご審議いただきました議案第5号の案件ですけれども、公売終了後、農地法第5条の規定に基づく本申請が提出されたときに、申請内容が今回と相違ない場合は、総会に諮らず、会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議いただきたいと思っております。

以上です。

○三須会長

ただいまの事務局の説明のとおり、今後の事務処理につきましては、変更がない場合は会長専決による許可相当でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては、変更がない場合は会長専決として処理いたします。

それでは、ここで休憩を10分ほどとりたいと思っております。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時28分

○三須会長

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第6号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成27年11月6日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、平成27年度第8次農用地利用集積計画の承認を求められており

ます。

番号1、所在、東吉田字平井、地目、畑、面積2,479平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は10年、新規です。

ただいまご説明いたしました案件においては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第6号につきましては承認することに決定いたします。

次に、議案第7号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第7号、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成27年11月9日付で、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画原案の意見を求められております。

番号1、所在、沖字西沖、地目、畑、面積930平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積9,335平方メートルのうち8,766平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は、認可の公告日から平成37年10月29日までです。新規です。

ただいまご説明いたしました案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第7号については承認することに決定いたします。
以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。
ご苦労さまでした。

○醍醐事務局長

閉会を宣す。(午後4時32分)

議事録署名人

議 長

1 2 番

1 3 番